

埋蔵文化財と発掘調査

発掘調査は日本中いたるところで行われています。本当は、そのままの状態でも保存できたら一番いいのですが、新しく建物を建てたり、道路をつくったり、工事などで地面を掘ってしまえば遺跡が壊れてしまうことがあります。遺跡を守ることは大切なことなのですが、遺跡を壊してしまう工事などをする前には、そこにどんな遺構があったのか、どんな遺物がどの様に埋まっていたのかを調べ、その様子を図面や写真に記録するために、発掘調査をします。

恩納村でもリゾート開発や住宅建築に係るものまでさまざまな理由で調査を実施しています。今回は実際にあった問い合わせを含めながら文化財や発掘調査について一部ではありますが紹介します。

埋蔵文化財とは

文化財は大きく6種類体系(1.有形文化財、2.無形文化財、3.民俗文化財、4.記念物、5.文化的景観、6.伝統的建造物群)がありその他に埋蔵文化財と文化財の保存技術が法律により定められています。

この中で、埋蔵文化財とは「土地に埋蔵されている文化財」のことを言います。埋蔵文化財は、国民共有の財産のみならず、それぞれの地域の歴史を知るうえで貴重な財産であることから保護・活用し、後世に引き継いでいく必要があります。

Q1 開発予定地に文化財が所在するかどうか知りたいです。

A1 文化財有無の照会文書の提出が必要になります。恩納村博物館にお問い合わせください。

工事予定地における遺跡有無の照会は文書による提出が必要です。

照会文書様式は博物館ホームページからダウンロードできるほか、窓口でも配布しています。

開発に伴う照会の場合、照会文書に位置図などの他に建築設計図(特に掘削深度・建物の基礎深度がわかる図面)の提出をお願いします。

※工事計画の早い段階で、教育委員会へご連絡ください。工事の場所が変更できないところに遺跡がある場合、発掘調査が必要となる場合があります。事前に連絡や相談がない場合、工事の遅れにつながる可能性もあります。

Q2 開発予定地に周知の埋蔵文化財が所在する場合の手続きはどうしたらいいですか？

A2 文化財保護法93条及び94条の規定に基づく手続きを行う必要があります。

文化財保護法では「埋蔵文化財を包蔵する土地と周知されている土地」を周知の埋蔵文化財包蔵地と呼びます。開発の主体者が民間であるか公共機関であるかで手続きが異なります。民間の場合は93条の規定に基づき、周知の埋蔵文化財包蔵地の中で土木工事等を行う場合、60日前までに届け出を提出するように義務付けられています。また、周知の埋蔵文化財包蔵地以外で新たに遺跡を発見した場合は現状を変更することなく、遅滞なく届け出をすることが義務付けられています。

Q3 発掘調査で出土した遺物はどのようになりますか？

A3 出土した遺物は「遺失物法」に基づき拾得物となります。

埋蔵文化財(出土品)が発見された場合は、拾得物として取り扱われます。遺失物法に基づいて警察署に落とし物として届け出ます。お金を拾った場合と同じように、警察署による14日間の広告の後、3か月間持ち主が現れるのを待ちます。3か月経っても持ち主が現れなかった場合、都道府県の帰属となります。

他に疑問などあれば恩納村博物館にお問い合わせください。

お問い合わせ：恩納村博物館 ☎982-5112